

財団法人 社会経済生産性本部
平成12年度 経済活性化特別委員会

「地方分権と地域活性化」
～地方分権は地域から日本を変える～

報 告 書

目 次

地方分権・地域活性化・日本経済活性化を目指して

はじめに

1. 国と地方の新たな関係を構築する
2. 財投制度は変わったか
3. 地方分権は、機能の分権から財源の分権へ
4. 2003年に単年度財政赤字ゼロ、2007年にマーストリヒト条約基準の達成
5. 新公共部門経営の時代
「前門の景気対策」「後門の財政赤字」
6. プロジェクトファイナンスと地域拠点施設整備
7. IT革命は地域から日本を変える

地方分権・地域活性化・日本経済活性化を目指して

21世紀を迎えた我が国経済は、株価の低迷や日本国債の格下げに見られるとおり、国際的な信用を失墜しつつある。財団法人 社会経済生産性本部に設置されている経済活性化特別委員会（委員長 加藤寛・千葉商科大学学長）では、我が国経済の活性化のために過去6年にわたり規制緩和、財政再建等に関して政策提言を行ってきた。当委員会では平成12年度の活動テーマを「地方分権と地域活性化」と定め、調査・研究を行ってきたが、地方分権を推進することが地域経済を活性化し、日本経済全体の再生を支えるという認識のもとに、日本経済の構造改革のために行うべき施策を提言する。

はじめに

21世紀が地方の時代となることは確実である。省庁再編の過程で地方交付税制度を維持できなくなった自治省は消滅し、補助金行政の中心である建設、運輸、国土、北海道開発庁が公共事業を概ね完了して国土交通省に統合された。また、明治維新以来踏襲されてきた国指導型 行政、政治、経済、社会システムはついに根底から見直されるときが来た。国会・衆議院の役割は実質的に低下し、官僚制が見直され、無党派政治には自治体の首長が役割を代替する。行政の主たる役割は教育、福祉、環境、町作り、地域振興、景観といった基礎的自治体の地域固有の財サービス供給になる。国の役割は外交や技術移転、経済援助、先進国義務などに限られるものに成ってくる。国と地方を対等な関係にする必要がある。

2001年1月6日にスタートした再編された新組織を実のあるものにするために再編の狙いを意識した中央省庁の在り方を追求しなければならない。地方分権を財源、権限で保障する旧自治省、情報通信ネットワーク、放送、郵貯・簡保資金で地方経済を支える旧郵政省、政策評価、新事業手法・新公共部門経営を推進する旧総務庁が再編された総務省は21世紀地方分権型行政の影の主役、地方の時代の旗手とならなければならない。

自治省の名前が消え、地方交付税制度が地方自治体の自治意識を高めるのに動機付けを与えることが出来る制度へと改善されれば、国の関与の形が地域本位になり、国庫補助制度の対象事業や対象地域が条件不利地域に限定されて、従来型補助事業ベースの国策としての公共事業はGDPの2%水準に縮小される代わりに、地方自治体ベースのコミュニティ型公共事業が新事業手法で推進されていく。つまり交付税・補助金廃止を前提に、地方を巻き込んで、地域の個性を発揮しあう日本経済活性化が振興するシナリオを構築することができる。

日本経済活性化の鍵になる産業は情報通信関連であり、光ネットワーク、IT戦略拠

点整備、デジタルディバイドを回避するユニバーサルサービスファンドの確保が求められる。郵貯資金の自主運用が実行に移されて、財投制度の入り口から市場メカニズムが機能し始める。新しい資金投入メカニズムがマーケットベースで進行する。国と地方の仕事量に応じて税源の配分も見直される。基礎的自治体の財源は世界の先進国事例に習って固定資産税や都市計画税あるいは地域振興事業に TIF 方式を導入でき、PFI 方式が一般的になるようなマーケット依存型政策評価、事業評価手法の徹底、情報の公開、新事業手法導入が中心にならなければならない。

国の財政危機を機に地方分権の徹底と地域活性化の道筋を確立し、21 世紀日本の姿を明示する必要がある。国と地方合わせて借金総額 600 兆円規模、国債発行残高 400 兆円規模の現状を無視することは出来ない。また交付税特別会計借り入れ繰り延べから交付税の一部を地方債発行で補い、特に地方が財政秩序を維持するために、地方財政計画でプライマリーバランスを維持し、借金財政を拡大発散させないギリギリの財政倫理を維持させなければならない。

日本経済は平成 12 年度末現在、実質 GDP 5 3 5 兆円であるが名目 GDP は 5 1 3.7 兆円である。もし実質成長率 2 % で成長すると 2 0 0 7 年には 6 1 4 兆円になるが、2 0 0 3 年には 5 6 7.7 兆円である。問題は物価下落に伴う実質 1 % 成長を想定すると、税収は実質 1 % 分の税収所得弾力性分だけ増加する。政府の経済見通しによると平成 13 年度の CPI はマイナス 0. 2 %、WPI は 0. 4 % を想定している。税収は名目の値に依存する。1 9 9 9 年名目 5 1 3.7 兆円で税収は国税 5 0.6 兆円、地方税 3 5.5 兆円であり、2000 年度も名目 GDP は 1999 年と全く同じ額の 513.7 兆円である。

他方、個人の金融資産は 1 3 0 0 兆円余と貯蓄超過になっている。しかもこれらは高齢者世帯の貯蓄が大きなウェイトを占めている。民間最終消費支出額は、1999 年には 289.3 兆円であったが、2000 年末には 288.7 兆円と名目では低下している。2001 年見通しでは 291.8 兆円と 1 % 強の成長が見込まれているに過ぎない。ケインジアンの内需確保、財政出動論は、少なくとも国財政のプライマリーバランスの維持を条件とすること（税収増分 > 公債等借金増分）が前提でなければならない。結局、安易な景気対策は国民に政治に対する不信を植え付け、行政の無駄な歳出拡大傾向を助長した。

付和雷同、他人依存が生み出したバブルとそれ以降に生じた短期的、その場しのぎの対策が生み出した負の遺産を解消しながら、個々の地域、個々の日本人が自己責任と社会貢献を意識し、自分で判断出来る強さを身につけることから始めなければならない。

行政改革、公企業の民営分割、競争導入、規制緩和、財投入り口改革などは、少しずつ日本経済に浸透してきているが、最後に残っているのが、地方自治行政制度の革新や政治家の責任感や公共サービス供給に新事業手法を導入し新公共部門経営という契約主義が導入されることである。そして負の遺産を意識しながら日本の経済社会が地方分権を軸に活性化する道筋を示していくことが必要になる。そこでは相互に補完しあう 6 つの提言が必要になっている。

1. 国と地方の新たな関係を構築する

今国民が感じ始めているのは将来の大増税である。良い借金論は世代間ではなく同世代内の移転であり、消費しない人への恨みの増税論になっている。人に優しいはずの福祉は強い経済が成り立ってこそ存在できるという簡単な命題に立ち返ってしまった。

公共選択論が予測した通り、財政赤字は増加の一途をたどり、健全化に努力する主体は存在しない。官僚は公共事業を拡大し、他方で政治家と組んでさらに福祉、労働の局面で汚職を繰り返し、日本人の倫理観は、公的資金の導入で金融分野から腐ってきた。国の政府は日本経済を支える能力を持ってないし、持たない。

地方自治体の自立性を高めるためには、地方政府の課税権拡大に向けて、国税を地方税に移し変える必要がある。21世紀型の地方自治制度を確立するためには、自治体の支出に見合う財源の確保が必要である。地方交付税財源約20兆円は全ての間接税を充当して丁度の額である。直接税である所得税・法人税（合計32兆円、平成13年度）の一部を都道府県、市町村に移譲するという考え方もある。いずれにせよ、税源を移譲することが必要である。そのためには自治体の広域行政対応・合併、連携、組合方式を多様に弾力的に活用する必要がある。市町村合併を促進し、現行約3300の地方自治体を1000程度に合併し、道州制に改める必要もある。

地方の行政の中心は高齢者福祉、医療、廃棄物処理、環境負荷縮減、生涯教育、地域振興・起業、環境にやさしい地域交通、中心市街地活性化などであり、今後必要とされる公共サービスの供給責任は基礎的自治体にある。他方、国道、港湾、空港、新幹線、河川、ダム、砂防、急傾斜地、下水道、公園、圃場整備、農地開発、埋め立てなどの国の公共事業は概ね蓋成しており、縮小、撤退の方向にある。現在、GDPの7%のウェイトを持っている公共事業：公的資本形成34.3兆円、（ただし政府負担9.4兆円）を思い切って対GDP比2%に引き下げ、10.4兆円にする必要がある。（これで政府負担は2.85兆円）約6兆円余の歳出削減が出来る。当然地方負担もほぼ同額減少する。平成13年度現在の国の国債費17.2兆円、地方の公債費は11.9兆円である。この中には元本返済と利子返済があり、共に利子分をこの公共事業削減分で充当できれば、新たな公債の発行がなければ借金は発散拡大せずに先ず2003年の目標は達成できる。

これは国際水準に相当する。もちろん民間事業として実施するには何の問題もない。市場が容認した事業のみが実施されうる。

ここに2つの問題がある。

①従来の公共事業が民間事業として十分実施できるのに、財投制度を通じて、民間の事業という形で、天下りや非効率を全てコストに加えて、やっと真水財源の補助で事業が

成立するように見えていた民間でも対応できる事業がかなりあること。②真に採算の取れない、しかし公共事業として実施することが社会的価値として意義のある事業はしばしば実施を後回しにしてきている。事業評価制度の本来の意義が問われていることである。

新しい公共サービス供給制度が導入されなければならないし、廃棄物処理や医療、福祉、生涯教育、コミュニティサービスは料金を支払う形が有力になり、安価なサービスの供給努力を競い合うことで国民の負担を減らしていく基本的な倫理観に立ち返らなければならない。

2 財投制度は変わったか

財投の入り口に当たる郵貯や年金資金の自主運用が始まり、財投制度の変革の第一歩が動き出した。その結果として財投機関は従来のように安易に必要資金を確保することが難しく、資金調達には市場を意識せざるを得なくなった。総額 32.54 兆円の財投計画の中で、財投機関債の調達によって得られる資金は 1 兆円に過ぎず、自己資金も 3.2 兆円に過ぎない。新たに財投のための国債発行が必要で財投特会国債 43.89 兆円が予定されている。

郵貯は自主運用資金を資金運用部から借りる（53 兆円）ことで新しい自主運用体制に転換したが、膨大な資金を容易に合理的に運用する運用先を見つけることが出来ず、当面は結果としてほとんど財投特会国債の引き受けに回るだけである。郵貯の顧客である貯金者は銀行の利回りが低いために仕方がなく限られた窓口である地方の郵便貯金口座に預金している。郵貯が一部基礎的自治体にその資金を貸し出す郵貯直貸し 1 兆円を導入するがこれは郵貯が地銀化する兆しと考えても良い。しかしその直貸しは旧自治省の仲介の元で総体として扱われ、個々の自治体と銀行という関係にはない。郵便貯金資金が自主運用するという意味はこの資金が市場原理に基づいて運用されるということに他ならない。

多額の預貯金が銀行金利と同様にほぼゼロ金利で運用されるということは郵貯が基礎的自治体に自己責任で貸し付けることができる、恵まれた環境にあるということであり、この時期に地銀と郵貯の競争が公共サービス供給を通じて発生してもおかしくない。郵便貯金の自主運用は自治体の公共サービス供給の原資となるべきである。さらに財投機関である政策投資銀行は地域の経済を活性化させ、ひいては日本経済の原動力となる日本の地域経済の下支えをする資金供給源として、郵貯資金を有効活用した市場原理に基づいた地域開発に移っていかなければならない。

財投の主要な事業である住宅については、長期安定資金を供給する住宅金融公庫が従来の住宅政策戸数主義から地域に固有の住宅政策を展開する地域主義に転換しなければ

ばならない。必要とされる住宅は地域によっておおいに差がある。敷地や住環境にウェイトを強めなければならない地方都市と、住宅そのものに投資のウェイトを高めなければならない大都市ではそのニーズはおおいに異なっている。また、中小企業戦略は産業振興論という形で展開するのではなく地域の総合的な政策の一環として位置付けられなければならない。これらの議論はプロジェクトファイナンスと地域拠点施設整備の考え方と連動している。

3. 地方分権は、機能の分権から財源の分権へ

20世紀末に行われた地方分権推進委員会による地方分権改革は、機関委任事務廃止によって、国の仕事の権限を地方に移し、国と地方公共団体との関係の新しいルールを作った。これは、地方の仕事振りについての国の関与のあり方について、地方の自主性を重んじるような法的ルールを定めたものである。仕事（権限）の分権が進んだため、地方公共団体は、地域における事務を広く担うこととなり、国の果たすべき役割との機能分離がなされた。

しかし、行政の仕事の権限が地方公共団体に移り、国が口出しをする余地が狭められたとしても、税財源の国と地方との関係は未だ変わっていない。国と地方とは歳入で約3対2、歳出で約1対2という関係にあり、そのずれは、国庫補助負担金、地方交付税として国から地方に移行されるシステムがとられている。仕事の権限の所在が変化したとしても、財源の所在が変わらなければ、結局、根本的な地方分権にはなりえない。税財源の国と地方公共団体との間の配分には抜本的改革が必要と考えられる。

国庫補助負担金についての改革、義務教育費等の法令で義務付けられた国庫負担金についてはとりあえず別に置くとしても、国が地方へ中央の政策を実現するために恩恵的に付与する補助金については、廃止すべきである。地方が国から補助金をもらうために中央省庁の各部署に日参するという姿勢が恒常化し、地方職員は補助金を獲得することが功績となっている。しかし、付与された補助金は地方にとってはひも付き財源で自分の自由には使えないため、長期的には硬直化・非効率な使い途になりやすい。特に公共事業が押し付け的に補助事業で行われることが多いが、地方は国からの補助金のみで事業を賄えるわけではなく、当然自分でも負担しなければならないため、補助事業にかかわる財政支出が地方の財政を逼迫させることになっている。

地方交付税は、国が地方へ振り分ける財源であるが、地方にとっては一般財源となり使い途が限定されていないため、交付を受ける地方公共団体にとっては、一種の自主財源化している。しかしながら、現在では地方公共団体の大多数が交付団体となっている状況がみられる（99年度では、不交付団体は都道府県では東京都のみ、市町村では84団体のみ）。地方公共団体は自らの税収入等で財源を獲得することができなくても、国からの交付税財

源を頼みにすることができるため、モラルハザードに陥りやすい。少なくとも、条件不利地域等、地域内での税収確保が困難な地域を除いて、多くの地域では、地方の自己責任を貫徹し、国からの財源付与に頼らない財源の自立を実現すべきである。そして、地方交付税を廃止するにあたっては、自治体間、地域間に厳然と存在する地域間格差を埋める新たな調整制度が必要になる。地方交付税制度の地域自立阻害効果を除くことができないければ、実質交付税制度を廃止することはできないだろう。

では財源の分権のために必要な条件とはなんだろう。

まず、地方が行うべき仕事の量・内容を定める法的規制を緩和することである。国の法令が地方公共団体が行うべき仕事の内容を詳細に定めている場合には、地方には法令遵守義務が存在するため、地方公共団体は自主的な工夫によっても、そこに割り当てる支出を削減することはできない。今後は、国の立法による画一化が地方分権の障害となることが考えられる。わが国のどこに住んでも最低限これだけのサービスは受けられるというナショナル・ミニマムの部分は当然存するが、真のセーフティネットとなるべき法規制かどうかについて、再検討が必要であろう。国の法令は、できる限り地方公共団体の自主性が発揮できるような柔軟な形で定められるのが望ましく、各地方公共団体は条例等によって、自ら工夫して仕事を処理するべきである。

第2に地方の自己決定・自己責任の徹底である。「どこに住んでも同じ」の画一性から地方が個性を発揮し、競争の時代へと移っていくことが求められる。

わが国の国民は、従来、画一性を志向し、居住地によって多様性が存することには慣れていない。国からの財源にたよらず、地方が自主財源によって自立する場合には、住民自身が高サービスを求めると高負担になることを認識しなければならない。住民が自らの負担を選択することになれば、地方行政の非効率性、無駄などに厳格な監視の眼が及ぶことになる。地方公共団体の側でも、限られた財源をいかに効率よく使うかという視点が従来以上に重要になり、新公共経営などの観点も生まれてくる。そこでは、徹底した情報公開の下での地方公共団体・地方住民の自己決定・自己責任の原則に基づいた行政を確立する必要がある。

地方公共団体の行政に関しては既に住民監視システムが存在しており、情報公開、外部監査、住民監査・住民訴訟等の諸制度のさらなる利用によって、本来の自己決定・自己責任の実現が可能となろう。

さらに地方の自主性を高め、地域経済を活性化するためには、地域の中でだけ流通する地域通貨を発行し、地方が発券を保証する制度を導入することも有効である。世界では既に約2000の地域で地域通貨が流通しており、地域経済の活性化に成果を上げている。

4. 2003年に単年度財政赤字ゼロ、2007年にマーストリヒ

ト条約基準の達成

財政赤字の深刻な効果が出始めている。一国の通貨の強さは政治家の政治力と多いに関係している。日本の場合、この政治力が日本経済の回復に大きな妨げとなっていた。人々に甘い言葉でマジックのように経済が好転すると言い続けて当面の選挙に勝利することで国の借金を増やし、結果としてその後始末を放置したまま短期の経済政策を主張してきた。

1992年の総合経済対策以来10年が経過してしまった今、何が結果として残ったのだろうか。人々の票を手にしやすい安易な政策が次々と打ち出され、結果として高齢者への所得移転、高齢者保有個人金融資産の膨張、日本経済の消費抑制結果にもなった。他人を思いやる気持ちは個々人の経済力が失われると低下してしまう。かつての日本がそうであったように一人一人が自信を持って経済活動できれば、結果として他人を思いやることも可能になってくる。強さや優しさが同時に追及されていかなければならない。

それにしても私達が抱えているバブル崩壊以降に生まれた負の遺産は、簡単な財政再建プランで対応できるような金額ではない。確かに名目5%といった経済成長が可能であればバブル期のように税収もたちどころに回復し、現在のような財政赤字の累積を10年単位の計画で処理することは可能かもしれない。しかし日本経済は今、そのような位置にはない。

日本経済にとって現状2%の成長を進めることでさえ極めて重い大きな目標である。2007年に日本の人口はピークを迎える。既に就業人口のピークも迎え、それでも世界最高水準の賃金水準を保ちながら、構造改革を進めなければならないのだ。この規模をさらに年5%、25兆円といった水準で拡大させることなど不可能に近い。最大限に見積っても2%成長、10兆円レベルが限度である。

さらに、物価上昇によって名目経済を膨張させるという意見もあるが、日本人の精神状況はよりいいものを安く買うことによって実質的な豊かさを確保するという極めて健全な状態にある。日本経済の中で今唯一健全であるといえるのは、よりいい物を安く供給しようとする供給者の心構えと、質がよく安い商品を見極めようとする消費者の精神状態であるといえる。この様な状況では物価は下落し実質所得が上昇するという日本人が戦後一度も経験しなかった状況の中でIT革命に誘導された壮大な産業構造転換が進められているのである。

この日本経済の新しい転換方向が国民に広く認識されるようになることが、結果として安易でその場しのぎで従来型の既得権に便乗した先送りの経済体質を脱皮することになる。

本報告書では2003年には地方分権制度に転換して、国の補助金システムや交付税制度を廃止し、間接税の税収を地方税源とし、従来の交付税制度による基礎的自治体の努力意欲をそぐ制度をなくし、公共事業を縮減し、国と地方において少なくともこの時点

で歳出赤字がなくなるよう体制を整えるべきであると考えている。そして、2007 年を日本の将来の道筋が見え、成長による税収増がわずかながら累積した財政赤字を縮小させることでマーストリヒト条約基準に近づいていることを世界に向かってアピールできる年としなければならないと考えている。そうでなければ世界の資金は円経済を回避し、永久に日本の金融機関はその財務内容を改善することが出来ないまま停滞しつづけることになる。

5. 新公共部門経営の時代

(1) 「前門の景気対策」「後門の財政赤字」

20 世紀最後の 10 年間、日本経済はほとんど成長することができなかった。環境が変化したにもかかわらず、既成の枠から踏み出すことを躊躇し、真剣に構造改革に取り組んでこなかった咎を受けたということであろう。いま、我が国の経済運営は、景気の回復を優先させればその分財政赤字が膨らむというジレンマに陥っている。「前門の景気対策」「後門の財政赤字」といわれる所以である。

ところで、この「失われた 10 年」の間に、税収の落ち込みと相次ぐ景気対策による財政支出とが相俟って、日本の財政は、国、地方を問わず危機的な状況に陥りつつある。国と地方とを合わせた公債発行残高は 666 兆円と、我が国の GDP の約 1.3 倍に達しており、長期的にはわが国の経済の屋台骨を揺るがしかねない危険水域にある。これは世界の開発途上国の累積債務総額 206 兆円の 3 倍強ということにもなる。このような巨大な財政赤字を抱えた日本経済について、短期的にはともかく中長期的には本格的な回復は見通し難いとする海外の格付機関は、政府の構造改革に対する取り組み姿勢にも懸念を示し、先頃日本の国債の格付を引き下げ、我が国の国債は投資対象ではなく、投機と見なすとするに至っている。

(2) 我が国の財政赤字は世界経済におけるリスクファクターに

構造改革を先送りしてきた我が国とは対称的に、財政赤字の膨張に苦しみ、政府活動の非効率性に悩まされてきた欧米では、国民への徹底した「情報公開」と「説明責任 (accountability)」を高めることにより、痛みを伴う「構造改革」に対する国民の支持を取り付け、国家の危機的状況を克服してきた。この間政権の交代があったことは周知の事実であるが、自身の政権を投げ打ってでも、政治的なリーダーシップを発揮し、国家戦略としての「構造改革」を断行してきたのである。

国および地方の財政収支 (対 GDP 比：%)

暦年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
日本	-0.8	-2.0	-4.8	-5.1	-6.4	-6.9	-5.9	-7.1	-8.9	-8.5
米国	-5.9	-6.7	-5.7	-4.5	-3.9	-3.1	-1.9	-0.8	-0.4	0.1
英国	-2.8	-6.5	-8.0	-6.8	-5.8	-4.4	-2.0	0.2	1.1	1.1
ドイツ	-2.9	-2.5	-3.2	-2.5	-3.2	-3.4	-2.6	-1.7	-1.1	-1.2
フランス	-2.4	-4.2	-6.0	-5.5	-5.5	-4.1	-3.0	-2.7	-1.8	-1.4
イタリア	-10.0	-9.5	-9.4	-9.1	-7.6	-7.1	-2.7	-2.8	-1.9	-1.5
カナダ	-7.2	-8.0	-7.6	-5.6	-4.3	-1.8	0.8	0.9	2.8	2.5

(SNAベース、OECD/エコノミック・アウトルック {67号:2000/6})

今日我が国の財政赤字額は、主要先進国中最大であり、もはや我が国の財政赤字は、世界経済におけるリスクファクターと見なされるに至っている。80年代日米貿易摩擦が激化した時期、我々は米国に対し、「三つ子の赤字」なканずく財政赤字の削減を求めた。いまや、その立場は完全に逆転し、我が国が財政の規律を求められるに至っているのである。

(3) 財政のシステミック・リスクの発生

ここで留意すべきことは、単なる財政赤字の累積額ではなく、国や地方自治体がこれまで拠って立ってきた財政制度自体が維持出来なくなるという「財政のシステミック・リスク」(これが財政危機の本質なのだが)が生じてきているということである。今後着実に進行する金融システム改革にともなって国内資金の内外移動が自由になるが、その結果所得を対象とした源泉課税を基本とする現行の税制度の維持が困難になる恐れが出てきたのである。加えて、これまで巨額の財政赤字を支えてきた個人金融資産1300兆円も、外為法の改正等にともない流動化する可能性もある。さらに、400兆円の規模に達している財政投融资も、郵貯を原資とする資金運用部からの単純借入れから財投債もしくは財投機関債等の発行により資金調達する方式へ、すなわち従来とは異なり市場にリンクさせる制度へ改革される。これらは、財政の基礎になる所得あるいは貯蓄が逃げることを意味し、日本の財政基盤は根底から覆り、従来の財政主導型の金融は成立し得ないということになるのである。

なканずく、今、地方自治体の財政赤字が急速に拡大してきている。それは単に税収の落ち込みによる一時的な赤字などという生易しい問題ではない。金融システムの改革に伴い、市場は財政危機に陥った地方自治体の発行する地方債に対し、その信用度を見直し、新たに格付けを行う方向にある。公的信用を背景に発行する債券も、経済・社会情勢や気候、政治情勢など多面的にリスクを測定し、デフォルトの確率を計算するということである。国や地方自治体を持つ公的信用の絶対性の時代は既に過去のものになりつつあるのである。

「…元来官僚が国民を指導すると云うが如きは、革命時代の一時的変態に過ぎない。

国民一般が一人前に発達したる後においては、政治は必然に国民によって行われるべきであり、役人は公僕に帰るべきである。…我が現在の行き詰まりを打開する第二維新の第一歩は、政治の中央集権、画一主義、官僚主義を破殻して、徹底せる分権主義を採用することである。…」とは大正 13 年の石橋湛山の指摘であるが、我々は明治維新以来確固として揺るぎ得なかった官主導型の財政制度に決別し、新たな財政システムを構築すべき時にきているということである。すなわち、今こそ我々は様々な軋轢を乗り越えて「小さな政府」実現に向けて真剣に取り組むべき時なのである。

（４）歴史的転換期を迎えた日本経済と機能不全に陥った日本型システム

９０年代に世界経済を襲った三大潮流、ＩＴリボリューション、リレギュレーション、グローバリゼーションの波に、日本経済はいずれにも乗り損ね、その結果、２０世紀最後の１０年間は「失われた１０年」と述懐されるほどに、日本経済は長期に亘る低迷を余儀なくされた。しかし、これが１０年で済むという保証はないのである。

いま、日本経済は歴史的転換点にあると言われる。戦後 50 年間の間に、我々は大きな転換点に際し、社会経済システムを変換することにより課題を克服してきた。１９５７年７月～５８年６月のなべ底不況（エネルギー転換）、１９７３年１２月～７５年３月のオイルショック不況（産業構造の転換）を乗り切ってきた日本だが、この戦後３回目の転換期に臨み、思い切った構造改革に踏み切れずにいる。躊躇している間に、時間だけが無為に過ぎていくのである。

過去２回のように転換がスムーズに図れないのは、戦後日本の成長を演出してきた日本型システムが、もはや機能不全に陥っているという点にその理由を求めることが出来る。そもそも、人の行動や意志決定については、誰しも過去の成功体験に支配されやすいものであるが、今日の日本の姿は、過去の成長要因が今や成長を阻害する因子に変わってしまったということを、うすうす感じてはいるものの、しかし、リスクを犯してまで改革を断行できないというところにある。しかしながら、前述したように、構造改革を先送りすることは、世界経済に対しあるいは次世代に対する背信行為とも言うべきものであり、とうてい許されるべきものではない。

（５）新たな財政システムの構築に向けて

もはや小賢しい官僚や従来型の政治手法しか持ち得ない政治家による小手先で取繕う施策では、今日我が国が抱える問題の解決は不可能であり、根本的なシステム変更が必要とされる。それは、地方分権の確立と地方財政の早急の立て直しを断行することであり、新しい公共経営の確立であり、新事業手法の導入であり、そして新契約国家の確立である。ある意味では真の民主主義の構築のための作業と言っても過言ではない。

前述のように、財政赤字の膨張に苦しみ、政府活動の非効率性に悩まされてきた欧米諸国では、いわゆる「小さな政府」の実現を図ることが緊喫の課題であった。「小さな

政府」の実現とは、痛みを伴う「財政構造改革」を断行することを意味し、福祉や地方振興に対する公的資金の削減等国民に犠牲を強いるものであり、これらの施策に対する国民の支持を得るためには、国民への徹底した「情報公開」と「説明責任（accountability）」を高めることに依り、国家の危機的状況を克服してきたと言える。そうした中で、欧米諸国が先駆的に取り組んできた社会資本整備にかかわる事業スキームは、我々に多くの示唆を与えてくれる。

（６）公民パートナーシップと新契約国家

欧米諸国では、厳しい財政制約のもとで、限られた公的資金を有効に活用するために、様々な事業分野において、公と民とのパートナーシップによる事業展開が模索されてきた。９０年代の欧米における重要なキーフアクターの 하나가、この「公民パートナーシップ」である。

勿論、欧米諸国とは法制度や歴史的経緯も異なり、必ずしもこれら欧米の官民パートナーシップの事例が、そのまま我が国に適用できるわけではない。しかし、今後財政改革は待たなしとされる我が国においても、最小の財政負担で社会資本整備を行っていくことが求められており、その際には、加えて、近年我が国でも、PFI（Private Finance Initiative）による社会資本整備や中心市街地活性化におけるタウンマネジメント等の官民パートナーシップを事業の基礎に据える事業スキームが登場しており、以下に、欧米における官民パートナーシップの事例を紹介しつつ、我が国への導入に関わる問題点等に付いて述べていくことにしたい。

（７）欧米における官民パートナーシップ事業

欧米における社会資本整備の潮流は、民間主導型に移行しつつある。とくに英国においては９０年代に入ると、小さな政府の実現に向けて、一層の行政サービスの民営化による効率化と民間主導原則のもと、１９９２年にPFI（Private Finance Initiative）が本格導入され、急速に拡大していく。その事業量は、９８年９月までに約１４０億ポンド（約２．８兆円）となっているほか、適用範囲も広範に亘っている。PFIをはじめとする、VFM（Value for Money）の基本理念は、ブレア労働党政権下にあっても踏襲され、PFI制度や事業環境の整備が進んでいる。この基本理念のもとで、新たに地方活性化策として、SRBC（Single Regeneration Budget Challenge Fund）やEnglish Partnershipなどのプラットフォーム型の補助金と組織を主体にした活性化施策の展開を図るとともに、RDA（Regional Development Agency）などの分権化を推進し、相応の効果を上げている。

ここで導入された概念が官民パートナーシップによる開発である。これは単なる民活ということではなく文字どおりパートナーシップとして官民がコラボレートすることであり、明確な契約に基づき官民相互が権利と義務を有するということである。

以下に、英国の地域政策について概観してみることにする。

(8) 英国における Single Regeneration Budget Challenge Fund

現在英国では、Regeneration と English Partnership が地域地活性化の切り札として成果を上げつつある。

Single Regeneration Budget Challenge Fund は、従来の縦割り型補助金方式の不備を補うべく包括補助金制度を採用している点に特徴があり、縦割りの補助金に上乗せする形で、ハード系補助金とソフト系補助金とがセットになっている。補助対象は、地方自治体は勿論のこと、公民パートナーシップが前提ではあるが、NPOや民間事業者も対象になっている。この点が、英国の地域政策の中では画期的なスキームとなっている。この Single Regeneration Budget Challenge Fund のスキームを受け継いで創設されたのが English Partnership (都市再生庁) と English Partnership Investment Fund である。

English Partnership (都市再生庁) は、地域活性化の組織で、本部はロンドンだが実際の活動は地方事務所 RDA (Regional Development Agency) が行う方式となっている。English Partnership Investment Fund をもとに、地域の事業に対し、助言 (Help and Advice) 共同事業 (Joint Venture)、賃料補償 (Rental Guarantee)、融資および融資保証 (Loans and Loan Guarantee)、ギャップ・ファンディング (Gap Funding and Other Forms of Partnership Investment) を業務内容としている。

その最大の特徴は、地域からの補助金申請はプロポーザル方式を採用し、補助システムに競争原理を導入し、地域間の競争を促進しているところにあると言える。汗や知恵を流したプロジェクトに対してのみ、また 補助金申請は官民間わないということにある。パートナーシップの確立が前提であるが、事業への参加主体は多様性を確保し (中央・地方・民間・住民・NPO)、また パートナーシップ形態も多様 (共同出資・共同事業・補助・協定など) である。採択される事業については、地方事務所がプロジェクトの詳細評価 (専門職で契約公務員が担う) を行い、補助金は不足額に対する補助で後払い方式を採用し、定率や定額補助ではない事業採算面から必要額を査定して補助する仕組み ギャップ・ファンディング (Gap Funding and Other Forms of Partnership Investment) を採用している。

ここで、最も参考になるのはギャップ・ファンディングであろう。ギャップ・ファンディングの考え方は、事業の採算性を重視したものであり、公的資金をつぎ込む以上事業性が確保できるところまで必要とされる助成を行うというものである。一律の補助で事業が失敗すれば、投入した補助金が結果的には無駄になるという経験から考え出されたもので、従来の一律の補助システムに比べ实际的であり、結果として効率的であるということになる。ただし、その分徹底したプロジェクトの事前評価と完成後のモニタリングが行われる。仮に、事業が当初計画より事業採算が上回れば、余分な補助金は返

還させられ、返還させられたものが次のプロジェクトに回されることになる。Fund方式の利点でもあるが、単年度の予算に縛られることなく現場に自由裁量の権限が与えられている点にも留意すべきである。したがって、査定や審査については専門家があたり、第三者の機関（民間のケースもある）が関与する仕組みとなっている。

基本的には、イギリス式の補助金の体系は、政策評価システムと説明責任の確立が前提となっているが、それゆえ運用は地方政府に委ねている。R D A（Regional Development Agency）が、その任にあたる。一般に日本の大半の自治体は、交付税措置による中央政府からの財政補填に依存しているために、上記のような発想にはなりにくい。この英国における補助体系は検討に値するものであるということが出来る。

◆用語解説

用 語	概 要
シングル・リジェネレーション・バジェット	単一再生予算。略して SRB と呼ばれている。1994 年、各種都市再生のため、イギリスの 5 つの省（環境省、交通省、通産省、教育雇用省、内務省）の 20 の補助金プログラムを予算枠として統合し、環境省の管轄にするという中央政府内のアレンジメントが行われた。同時に、5 省のうち内務省を除く 4 省の出先機関を地方ごとに合併し、政府地方事務所（Government Office for the Region）を各地方に 1 ヶ所ずつ設置し、SRB の各地方における実行部隊とした。
チャレンジ・ファンド	正式名称は Single Regeneration Budget Challenge Fund。略して SRBCF と呼ばれている。1994 年にイギリスで始まった単一再生予算の中核的な補助金制度。前身であるシティ・チャレンジと同様にコンパ方式で、様々な補助金申請主体が出してきた再生プラン（個別プロジェクトを束ねた再生プログラム）を審査し、限られた予算枠を実効性の高そうなプログラムに割り振っていく。シティ・チャレンジとの主な違いは、①全ての自治体がコンパに参加できる、②民間企業や NPO も補助金の申請主体になれる、③補助の期間と金額がかなり自由である、④パートナーシップによるプログラムの運営が義務づけられている、以上 4 点である。
セレクトティブ	チャレンジ・ファンドは、地域を非常に狭い範囲に限定して一点集中的に補助し、その地域を立ち直らせることを目的としている。限られた財源の中でそれを実行するため、候補地域同士を競わせるコンパ方式を採用しており、その手法はセレクトティブ＝選択的であると言える。
イंगレス・パートナーシップス	都市再生庁。1994 年に設立されたイギリスの国家機関。都市再生を目的とする公的なエージェンシーで、ほとんどが国からの補助金で運営されている。事業資金の中核が English Partnerships Investment Fund で、①民間・公共等が行う都市再生のための開発事業に対する投資・補助、②公共団体が行う土地再生・土壌改善事業に対する補助、③土地・不動産の直接開発、④地域住民団体や NPO が推進する小規模事業に対する補助を行っている。
ギャップ・ファンディング	イंगレス・パートナーシップスが採用している、開発を採算に乗せるために必要な額を補助する仕組み。イंगレス・パートナーシップスは、当初の決定補助枠以上の追加補助はせず、支出した補助金額の割合に応じて収益（エクティ・スーク）を受け取る。

6. プロジェクトファイナンスと地域拠点施設整備

「3割自治」と呼ばれ、もともと財政基盤の弱い地方自治体は、その財政運営に際しては、補助金や地方交付税など、最終的に国の信用に依存した資金調達に重きを置いてきた。この国と地方自治体との財政面におけるもたれあいの構造に安住してきた地方自治体は、自らの責任と負担において事業を決定し、資金を調達する自由を制約されてきたし、自治体の財政規律を損なうものでもあった。ところが、この関係も変化せざるを得なくなって来たのである。

まず第1には、国の財政悪化に伴い、従来のような地方交付税制度の維持が困難になるであろうということである。第2には、2006年に地方債の許可制度は原則協議制へ移行することになるということである。これは、いずれも自らのリスクによって市場から資金調達しなければならないことを意味する。ところが、金融システムの改革とともに、市場は財政危機に陥った地方自治体の発行する地方債に対し、その信用度を見直し、新たに格付けを行う方向にある。公的信用を背景に発行する債券も、経済・社会情勢や気候、政治情勢など多面的にリスクを測定し、デフォルトの確率を計算するということである。この結果、行財政改革に積極的に取り組んだ自治体と旧来型から抜け出せない自治体との間に大きな財政力格差が生じることになる。要は、市場にリンクすることになる地方債の格付により地方の勝ち組みと負け組みが決まるということに他ならない。

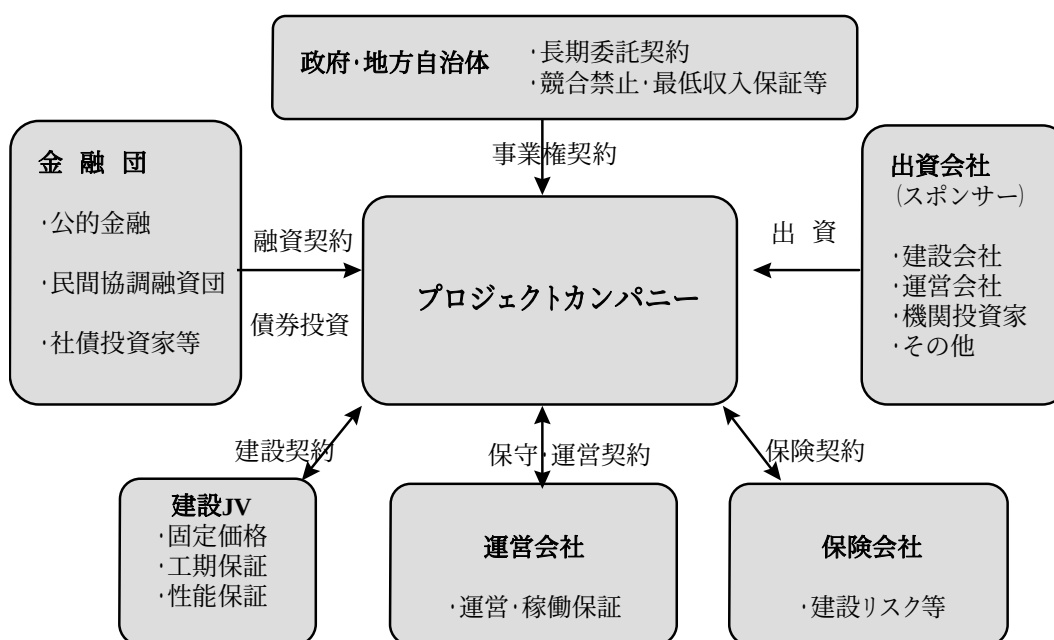
したがって、地方自治体の資金調達方法として、今後公的信用を背景としたコーポレートファイナンスからプロジェクトファイナンス方式を基本とすべきである。

(1) コーポレートファイナンスからプロジェクトファイナンスへ

プロジェクト・ファイナンスとは、融資の元金返済等の原資を原則として対象事業から生み出されるキャッシュフローに限定し、その担保を対象事業の資産等に限定する資金調達手法である。プロジェクトファイナンスでは、従来事業主が全面的に負っていた事業リスクを、以下の例のように金融機関を含めた事業関係者で分担する。事業に伴う様々なリスクを分解して捉え、それぞれのリスクに最も関与が深い者や最も多くの情報を有する者、言い換えれば当該リスクを相対的に最も適切にコントロール可能な者に分担させるということである。

しかし、プロジェクトファイナンス方式採用の最も重要な点は、従来に比べプロジェクトの事業性が市場により厳格に評価されることにある。すなわち、事業計画が杜撰であれば、それは市場によりリスクプレミアムとしてローン金利に上乗せされることになる。それは、計画そのものの見直しを迫られることになるということであり、事業計画なくなく事業採算計画に対する市場のチェック機能を活用するということである。従来官主導型の事業計画では、資金計画や事業収支計画の面においてやや妥当性を欠いて

いるきらいがあった。このことが都市開発事業などを行き詰まらせた最大の原因でもあるが、プロジェクトファイナンス方式の採用により、市場の厳しいチェックを受けることで、より厳密で現実性のある事業収支計画の策定が行われることになると考えられるのである。いわば市場のメカニズムを利用したチェックシステムということである。



(2) プロジェクトファイナンスと公民パートナーシップ

既に述べたように、地方自治体の財政を巡る環境が激変して行く中で、今後重要な要素になってくるのが、公と民とのパートナーシップの確立ということである。その公民パートナーシップについては、法制度や歴史的経緯も異なり、必ずしもこれら欧米の事例がそのまま我が国に適用できるわけではないが、欧米の社会資本整備にかかわる事業スキームが参考になると思われるので、次に述べることにする。

(3) 米国における地域開発等におけるインセンティブ

米国の都市開発や地域開発では、民間事業者に対するインセンティブとして、T I F (Tax Incremental Financing) および Revenue Bond (免税債)、Special District への課税権の付与などが活用されている。開発を行う際に、地方政府はプロジェクト初期のリスクを担う組織として Off-Budget Agency (議会の承認に基づき設立された独立法人で、我が国の第3セクターと開発公社の中間的な組織) を設立し、そこが民間事業者種々のインセンティブを与える形を取っている。T I F、Revenue Bond、Special

District への課税権等は、それぞれ多種多様であり一概に言えないが、プロジェクトの事業性確保と民間の事業参画への Deal を合理的に行うために、広範囲に活用されている。

我が国では、これまでも開発に伴う資金調達手段として免税債が提案されたことがあるが、残念ながらこれまでのところ実現するまでに至らなかった。しかしながら、今後着実に進む金融システムの改革（金融ビッグバン）、財政悪化にともない単純補助方式にも限界があること、地方債についても公的信用そのものが市場の評価にさらされることになること、政策評価やアカウンタビリティの確立が求められようになること、など Revenue Bond の市場が出来る素地は生まれつつあると考えられる。

以下に Revenue Bond について述べる。

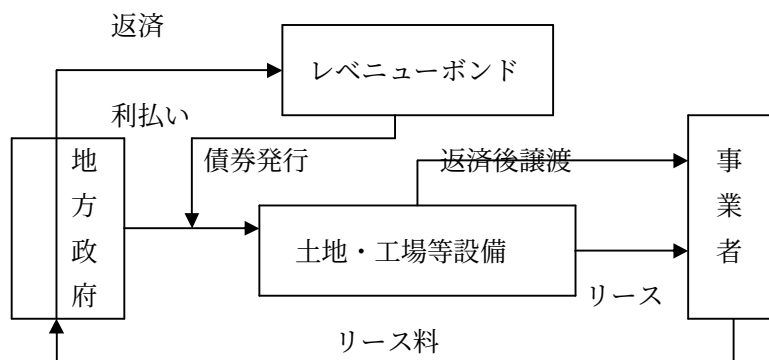
（４）General Obligation Bond（G・O・Bond）と Revenue Bond

米国では地方債は、General Obligation Bond（G・O・Bond）と Revenue Bond の２種類がある。いずれも免税債（免税特権を有する）であるが、地方自治体の租税徴収権をベースに発行され、特別の償還財源を求めず発行体である自治体の信用力により元利払いを保証する債権である G・O・Bond の発行については住民投票（過半数もしくは３分の２以上の同意）を原則としており、極めて制限的になっている。その補完措置として、債券の発行により資金調達を行った施設から得られる事業収入により元利償還が行われ、債務不履行となった場合は、事業と関係のない他の財源（租税等）を用いて返済する義務のないいわゆる「プロジェクト・ファイナンス」的なスキームで発行される Revenue Bond の発行による資金調達が認められている。Revenue Bond はその内容について詳細するだけの紙数はないため、ここではごく概略についてのみ整理しておくことにする。

Revenue Bond の概要

特定財源	受益者が、住民一般とは言えない事業に対し、受益者負担の観点に立ち、事業の収益を財源にしようとする「受益者負担」の発想を採る。
ノンリコース性	償還財源が特定されており、発行者は事業収入以外からの償還義務を負わない（ノンリコースである）
免税	利子収入に対し非課税である（連邦所得税、州税、地方税）。ただし、免税要件がきめられており、課税債も発行されている。免税のため発行条件は国債を上回るケース（発行主体の格付けによるが）もあり、発行額は毎年増加傾向にある。 連邦所得税：法人所得税、利子税 州税：法人所得税、資産税 地方税：固定資産税、売上税
用途	産業開発、教育、電力、環境、医療、住宅、公共財、運輸等広範に活用
発行条件等	期間：1ヶ月から40年まで多様である。ただし、免税債の場合、対象設備の耐用年数の20%増しまで。 金利：固定金利、変動金利のどちらもある。 最低券面範囲：5,000ドル～5百万ドルまで多様である。 その他交渉により、競争入札によらず特定の引受人に購入させることが可能。

一般的なレベニューボンドの発行スキーム



リースではなく事業者に対する融資の形を取ることもある。

以下に最近の米国における地方債の発行状況について示しておく。近年 G.O. Bond の発行額が伸び悩んでいるのに対し、Revenue Bond の発行額が急増していることが分かる。更に発行主体別には、州設立の開発公社によるものが急増していることが見て取れる。

源別地方債発行額推移

(金額単位：百万ドル)

		1989	1991	1993	1995	1997	1998 (1-9)
G . O . B o n d		38,501	57,110	91,555	60,550	72,359	69,970
Revenue Bond		86,504	115,334	200,694	99,558	149,095	144,008
合 計		125,005	172,444	292,249	161,008	221,454	213,978
発 行 者	州政府直接	12,069	19,266	27,997	14,834	18,689	19,617
	州設立の公社	38,088	49,848	86,414	48,298	68,315	66,280
	市・郡直接	48,450	70,190	114,743	64,246	85,957	80,853
	市・郡の公社	24,117	28,982	57,500	29,408	43,905	41,662
	そ の 他	2,281	4,158	5,595	4,222	4,588	5,606

資金用途別地方債発行額推移

(金額単位：百万ドル)

分	野	1989	1991	1993	1995	1997	1998 (1-9)
教	育	19,149	27,359	47,818	32,931	45,936	46,861
公	共 目 的	30,816	44,398	65,901	38,841	50,391	46,290
医 療	(病 院 他)	15,665	18,265	32,032	13,509	26,228	28,953
交 通	(空 港 ・ 港 湾)	10,825	16,559	28,575	16,865	24,715	24,448
住	宅	11,792	14,972	14,732	16,549	19,625	14,751
U t i l i t i e s		13,586	19,414	36,641	14,310	19,926	15,738
経 済 開 発		5,580	6,216	8,845	7,589	7,846	6,081
合	計	125,005	172,444	292,249	161,008	221,454	213,978

TIF (Tax Incremental Financing)

1947年にアメリカのミネソタ州で初めて導入された、民間資金による開発を誘発する都市開発の手法。1970年代以降、住宅や商業開発等多目的に利用されるようになり、現在では全米47州で導入されている。市が開発対象区域に特別区 (special district) を創設し、通常20年程度の開発期間を設定する。市が徴収する固定資産税は開発前の税額に固定され、開発によって生じた固定資産税の増額分 (tax increment) は特別区が開発のために使用できる。特別区の運営にあたっては再開発公社が開発資金を調達するためのボンド (TIB) を発行し、それを tax increment で返済する。

ペンシルベニア州のTIFプログラム

区 分	要 件 等
金 額	税の増収額の現在価値
期 間	TIF債券の償還期間以内。最長 20 年
金 利	引き受けてとの交渉による
返 済 方 法	特定される税の増収分についてTIF債券の元利金支払実施 TIF対象税金は以下の3種類 固定資産税: プロジェクト完成時点の評価額 (TIF対象地区指定時点の評価額の差額を基にその他の係数を勘案して算定) 利用／所有税: 固定資産税に同じ 市売上税: プロジェクト関連売上税増収分 (評価時点は上記に同じ) × 1 %
担 保	市→借入人への返済はTIF契約で市が保証
手 数 料	Structuring Fee: 5,000 ドル Development Services Fee: TIF券面額 × 0.675 % Commitment Fee: TIF券面額 × 0.825 % Processing Fee: 各返済額 × 1.0 %
契 約 主 体	TIF契約: 増収分受給者 (PAID) = 借り手及び市 TIF券の取り交わし: 受給者及び借り手
そ の 他	TIF債券発行費用は借入人の負担

クリーブランド市における公民パートナーシップとコミュニティファンド

i) Cleveland Tomorrow

年商 3 億ドル以上の企業の CEO 50 名からなる Cleveland 再生のための組織
再生に必要な資金調達に大きな役割を果たしている

ii) Community Development Corporation (CDC)

市民参加による地域コミュニティ活性化のための NPO
市内には 40 を超える CDC が活動している

iii) Cleveland Foundation

1914 年設立の米国でも最も古い地域財団。740 百万ドルの財産を有し、毎年 30 百万ドル以上を CDC や都市開発プロジェクトに支援

クリーブランド財団 a.助成事業

助成総額	656	37,007,464	(100.0%)
都市問題 (Civic Affairs)	57	5,043,676	(13.6%)
文化問題 (Cultural Affairs)	69	3,519,741	(9.5%)
経済発展 (Economic Development)	17	3,685,888	(10.0%)
教育 初等中等教育 (Precollegiate Education)	43	3,798,429	(10.3%)
高等教育 (Higher Education)	49	2,075,735	(5.6%)
奨学金 (Scholarship)	47	451,320	(1.2%)
特別目的 (Special Purpose)	22	583,000	(1.6%)
健康 (Health)	135	6,032,158	(16.3%)
社会サービス (Social Services)	155	4,726,391	(12.8%)
地域基金 (Geographic Funds)	44	545,331	(1.5%)
特別フィランソロピー (Special Philanthropic Services)	13	4,696,300	(12.7%)
支援組織 (Supporting Organizations)	7	1,849,495	(5.0%)

クリーブランド財団 a.資産の成長とその源泉 (単位:千ドル)

	資産額 (簿価)	資産額 (市場価格)	助成額	寄付受入額
1919年	4	N/A	0.6	N/A
1929	2,800	N/A	92	N/A
1939	6,253	N/A	163	N/A
1949	11,294	N/A	412	N/A
1959	27,766	N/A	1,298	N/A
1969	80,818	112,000	5,289	N/A
1979	160,634	202,390	14,200	N/A
1984	N/A	308,738	16,721	3,368
1985	N/A	382,901	19,747	7,847
1986	N/A	426,687	22,213	6,283
1987	N/A	459,051	28,337	21,603
1988	N/A	494,650	29,362	11,092
1989	N/A	579,897	28,840	11,668
1990	N/A	573,012	33,138	9,433
1991	N/A	693,601	32,861	26,205
1992	N/A	710,277	30,030	11,016
1993	N/A	739,907	37,714	13,046
1994	N/A	733,951	35,836	33,782

(5) 新公共経営のために必要とされる制度改革

①政策評価制度の導入

我が国で官民共同事業を展開していく上で解決していくべき課題は、政策評価制度の導入と官庁会計制度の改革である。

既に述べたように、今後我が国でも、金融システムの改革にともない、官民共同事業の執行に際しての資金調達、欧米と同じように海外からの資金調達を視野に入れるこ

とが必要になるとともに、プロジェクトファイナンスを中心に据えることになると考えられる。いわば財政の世界標準化が進むということでもある。そうすると、今後実施する政策や事業の質そのものが、投資の対象として直接市場の評価に曝されることになり、「市場原理」への対応を強く求められることになる。そのためにはCBA（費用便益分析）等による政策評価制度を確立するとともに、政策の意思決定や執行、監査などの各々の段階で情報開示と透明性の確保が求められることになる。

すなわち、これまで実施する政策の必要性や手法が最適であるかどうかについては、国へ説明してさえいれば済んだものが、これからは、市場に向かって積極的に説明することが必要になる。そうした情報開示と説明責任の徹底を通じて市場側は投資のリスクを測定すると同時に、プロジェクトへの信頼性を高めることが可能となるのである。

市場と同時に議会や住民に対する説明責任も徹底されなければならない。なぜ今、この規模と手法で事業を実施しなければならないのか、その具体的な説明を議会そして市民に対して積極的に行わなければならない。民間活力を主体として事業を展開していく場合、議会や市民に対して「なぜ民間を参画させる必然性があるか」、「なぜ収益をあげる必要があるか」「他の選択肢はないのか」などの疑問に明確に説明していくことが重要になり、これまでのように密室で決定されるということは許されなくなる。行政サービスの受け手である市民への政策評価に基づく説明責任の徹底により、多様化する行政サービスにおける受益と負担の関係を明確にすることが可能になり、ひいては事業に対する市民の理解と積極的な協力を得ることも可能になるのである。

ちなみに、ドイツのNGOであるTransparency Internationalが1998年に行った世界85ヶ国の透明性ランキングというのがある。そこでは日本のランキングは25位という芳しくない結果になっている（ちなみに、アジアの主要国のランキングをみると、シンガポール7位、香港16位、台湾、マレーシア29位、韓国43位となっている）。一連の政官財を巡る不祥事や市場の閉鎖性などが低い評価につながっているのであるが、G7を構成する先進国としては恥ずかしい評価と言わざるを得ない。

次の表は、IMD（国際経営開発研究所）による国力比較（1999年版）におけるわが国企業のガバナビリティに関する指標である。残念ながら、ここでも我が国の評価は著しく低いことがわかる。

項目	順位
Transparency 透明性	46
Rights and Responsibilities of Shareholders	44

株主の権利と責任	
Corporate Boards 取締役会	4 1

次に、政策評価制度の導入を行うには、官庁会計制度の改革が必要になる。

②官庁会計制度の改革

そもそも形式的単年度主義は、支出を効率化するインセンティブに著しく欠け、現金主義は、未来を見ない予算を組むことに疑問を呈しないことになる。さらに、単式簿記によるため、収支概念・ストック概念が欠如するとともに、予算重視・決算評価軽視による継続的パフォーマンスチェックが不在であるなど長期的な観点での財政状況の把握を困難にしている。元来官庁会計の現金主義、単年度主義は財政の野放図な運営を縛ることを目的に定められたものであるが、多様化する行政サービスへの対応には適合しないものになってきている上、金融システムの改革等により、もはや時代遅れになりつつある。既に欧米先進国では、以下に示す通り公会計制度の見直しが図られている。

米国：G A S B (Governmental Accounting Standards Board)

による政府会計および財務報告基準」(1997)に基づき複式簿記を用いた会計システムの適用、発生主義の採用、一般会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) に準拠した年次財務報告書の作成等を規定

英国：国やエージェンシー、地方自治体、特殊法人は発生主義会計を導入。1999 年より資源会計 (納税者から受託された資源を VFM ; (1 円の税金でも支出するためには、効果・コスト評価と説明責任の徹底追求を行うという考え方に基づき行政管理を改善) を採用。

用語解説

用 語	概 要
タウン・センター・マネージメント	1980 年代以降において、民間で自主的に始められた試みで、タウン・センター・マネージャーと呼ばれる人物を中心にして、中心市街地の管理・運営を戦略的・総合的に行う。
タウン・センター・マネージャー	通常 2 年～5 年の短期契約で自治体や商工会議所、まちづくり会社等に雇用された、都市計画や都市経営、不動産開発や不動産経営、流通小売等の専門家。自治体、商工会議所、商店経営者、土地所有者、デベロッパー等と連携をとって合意形成を行い、公式・非公式にそれを組織化し、ビジョンとアクション・プランを作り実行する。その具体的役割は、①自治体の中心市街地政策に影響を与える、②日常業務的な中心市街地の維持・管理活動である。
レベニューボンド	アメリカにおいて、都市開発の資金を調達するために発行される債券のうち、市税とリンクしておらず、有権者による承認が不要な債券。IRB(Industrial Revenue Bond)と HRB(Housing Revenue Bond)等がある。
T I F (Tax Increment Financing)	1947 年にアメリカのミネソタ州で初めて導入された、民間資金による開発を誘発する都市開発の手法。1970 年代以降、住宅や商業開発等多目的に利用されるようになり、1990 年には 42 州で導入されている。市が開発対象区域に特別区 (special district) を創設し、通常 20 年程度の開発期間を設定する。市が徴収する固定資産税は開発前の税額に固定され、開発によって生じた固定資産税の増額分 (tax increment) は特別区が開発のために使用できる。特別区の運営にあたっている再開発公社が開発資金を調達するためのボンド (債券) を発行し、それを tax increment で返済する。
スペシャル・ディストリクト	ある一定の特別の目的 (特定の事務を実施するという目的) をもって設置される独立の地方団体。スペシャル・ディストリクトの種類には、最も代表的なものとして学校地区があり、その他に消防地区、土壌保全地区、都市下水道地区、排水地区、墓地地区、灌漑地区、公園・レクリエーション地区等がある。通常独自の課税権及び起債権を持つ。
コンセッション	19 世紀にフランスで始まった、民間が施設の資金調達から建設、運営までを一括して行う事業方式。現在高速道路、廃棄物処理、上下水道、電気・ガス供給、地下駐車場、街中の清掃等様々な分野で活用されている。民間は行政サービスの事業権を委託され、契約終了後は公共に譲渡される。契約期間は 20～30 年で、独立採算型 PFI に類似している。

プロジェクトファイナンスの一般的な定義 (米国財務会計基準書第 47 号)

「大規模資金プロジェクトへの金融であって、貸手が原則としてそのプロジェクトの資金繰りおよび収益を返済原資とし、またはプロジェクトの資産(プロジェクトのキャッシュフローを生み出すための事業遂行に必要な諸契約を含む)を融資の担保として行うものを言う。当該プロジェクトの事業主体の一般的な信用力は通常重要な要素ではない。なぜなら、その事業主体が他に資産を保有しない企業であるか、または 当該金融機関が、その事業主体の所有者(親企業)に対して直接遡及できないものであるか、いずれかであるからである。」

プロジェクトファイナンスのポイント

特定事業の遂行のために設立された単一目的会社(SPC)が借入人となる
借入金の返済原資を一義的にプロジェクトからのキャッシュフローに求める
担保は事業遂行のために必要となる資産・諸契約を基本とする
貸手は事業スポンサー(出資者)に対する遡及権が限定されている(Limited Recourse)
通常大規模な事業の資金調達に用いられる
多数の金融機関が参加するシンジケーション・ローンの形式が多い

7. IT革命は地域から日本を変える

(1) ITはアメリカを変えた

新世紀をむかえ日本経済に新しい芽として期待されているのが「IT」である。2008年にも日本の総人口は減少に転じるとされ(厚生省97年中位推計)、それに伴う労働力人口の減少が避けられない中で、経済の持続発展のためには生産性の向上が不可欠となっている。米国はITを企業の中に取り入れて生産性の向上に努めたとされる。

米国ではIT産業とIT利用産業の経済成長への貢献度とその革新スピードの速さについて、すでに多くの驚くべき指摘がなされている。1996年6月に米商務省が発表した「The Emerging Digital Economy II」によれば、IT産業が米国の名目GDPに占めるシェアは1998年時点で8%にすぎないが、実質GDP成長率への寄与率で見ると約5割にも達している。同時に、IT部門の価格は最近の2年間で年7%程度も下落しており、この価格低下が米国経済のインフレ抑制と持続成長に大きな影響を及ぼしたとしている。

IT革命は、単に情報・通信といった部門の技術進歩を意味するだけではなく、それを基盤とした様々な産業コスト・事業コストを削減して生産性の向上をもたらし、また新たなビジネスモデルの創出をはじめとした商慣行の変革、産業自体の変化をもたらすことに大きな意義がある。昨年末、米商務省シャピロ次官は、このようなITを中心とした生産性の向上などを背景に、米国の潜在成長率を従来の2.5%から3.0%に上

方修正する考えを表明している。

既に、米国における I T 革命の波は日本にも押し寄せており、マクロ経済に及ぼす影響も無視できない状況になっている。日本の情報化投資は、1995 年度以降進展のスピードを速めており、実質 GDP 成長分に占める割合も、直近の 5 年間の累積では約 2 割に到達している。ちなみに、それ以前の 5 年間ではわずか 2.6% に過ぎない。

個人の生活の上でも、I T 革命の基盤は着実に整いつつある。代表例が 2000 年末で加入台数が 6000 万台を超えたといわれる携帯電話・PHS など移動式通信機器の普及率の高さである。この数値は米国を大きく凌駕するものである。さらに、1999 年 2 月から開始された携帯電話によるインターネット接続サービスへの加入も急激な伸びを示すなど、従来の音声通信からデータ通信へと携帯端末の機能が変化するとともに、重要な情報化社会への基盤として、その役割が期待できそうである。

また、インターネットを利用した EC（電子商取引）市場規模は、企業間取引も含めれば 1998 年度で 2.6 兆円（通信白書）とも 8.6 兆円（通産省）とも言われているが、この差はまさに EC の定義によるもので、言い換えれば電子商取引と通常取引の線引きがますます困難になるほど、情報化による取引慣行が変化していることの証とも言える。企業間取引を中心に 2003 年度には、市場規模は 70 兆円に迫る（通産省）との試算もある。

日本経済は、一昨年の金融再生法によって金融不安が払拭され、景気回復の道筋が見え始めており、投資抑制スタンスを取ってきた企業に少しずつ前向きな設備投資への意欲が出始めている。2000 年には通信回線の定額料金制が導入され、NTT 回線以外の回線利用が可能となるなど、情報化社会へ向けての環境整備も確実な一歩を踏み出している。

基本的な技術基盤が整った次の課題は、さらなる消費ニーズへの対応となる。より利便性の高いハード機器や高度で精緻な商品、付加価値の高いコンテンツの開発等が求められるが、こうした応用段階の技術開発は、まさに我が国の得意とする分野でもある。しかしそのわりに生活がどう変わるか、雇用がどう変わるかが明示されていない。島田晴雄教授の主張する「生活密着産業」のように未来のイメージが欲しい。

（２）I T は革命である

森前政権は I T 革命を経済回復の起爆剤と位置づけ、様々な施策をとった。このこと自体は悪いことではないし、間違っていない。パソコンの普及とともにこれをネットで結び、インターネットを利用して新しいベンチャー企業を起こすということが、アメリカの新しい経済成長パターンであることは世界の認めることでもある。そこで日本では 2005 年をめざして光ファイバーを敷設し、各家庭をインターネットで結び電脳都市を創るという。

それはそれで一つの方向ではあるが、みんな同じ方向に向かって進んでいくのでいい

のだろうか。工業化社会の教育は、同じ時間、同じ場所に多くの人間を集めて同じ教育をやってきた。しかしいまの子供たちをみていると、パラレルに遊びも勉強もやっているし、ティーンエイジャーはいくつかの仕事をごく自然にマルチタスクでこなしている。エール大学で歴史学を学んでいまはコンピュータ・サイエンスにとりくんでいる才媛がいる。普通の人からみれば「なんで？」と聞きたくなる。マルチの組みあわせは、これからの人にとっては自然の流れなのである。マルチ化して、いろんな選択肢があることをみんなが受け入れる時代になってくる。今まではパソコンこそ万能であるという認識が強かったが、何でもパソコンの時代ではなくなる。パソコンゲームが流行したが、いまやゲームのためにパソコンを使う時代ではなくなっている。アメリカはパソコンからスタートした国だからパソコン中心だが、アジアもそうなるかということとは限らない。アメリカに遅れていてもアメリカに追いつこうという意識自体がまちがっている。携帯電話をみても電話の通信回線が未整備の国ほど早く普及している。コンピュータの導入が遅れている国ほど最新の設備を入れることができるから、あっというまに情報化が先行することもある。

パソコンにしても、マイクロソフトの「ウインドウズ98」で完全武装した情報システムを構築している企業は、近い将来、遅れをとるかもしれない。近頃、大学ランキングで、学生一人当りのパソコン数を基準にならべている統計があるが、こんなバカげたことはない。パソコンの数ではなく、ネットの能力が、キロビットなのかギガビットか、さらにテラビットなのか差となるべきなのだが、日本ではいぜんとしてパソコンというハードウェアでしか、情報処理を考えていない。

何しろ今はマルチOSの時代になっているのだから、マイクロソフトだけに頼る必要は全くない。リナックスもあればトロンもある。同じものを繋ぐのでは意味がなく、違う世界の人たちと繋がる時代なのだ。マルチが求められるインターネットだから、英語が必要だというのは古い考え方だということになる。いまや英語のみならず、世界各国語しかも漢字でさえ「超漢字」が登場するに至っている。事実、日本が2005年までに光ファイバー化をめざすというが、すでにDSL（デジタル加入者回線）が普及し、日本の2000件に対し、韓国300万～350万件・シンガポール・台湾・香港などそれぞれ20万件・アメリカ約140万件という接続状態にある。

遅れた国といえども、いつでも新技術で参入し、競争する時代になったのである。それなのに国内でしか使えない携帯電話の台数を誇るなど、時代遅れとしかいいようがない。やっとNTTもアメリカの圧力の前に、回線料金を下げたり、AUは携帯電話の外国での利用を可能にしたり、努力を始めたがいつのまにかアジアは外国企業に席卷されている。国際競争力強化を謀っても犬の遠吠えにしかならない。IT革命推進はいいとしても、そのやり方が明治政府以来の政府主導型では、日本の前進は危ぶまれる。政官財依存体質を早く脱却しなければ、日本は「先進国衰退国家」（中西輝政教授）になってしまうのではないか。

これからの社会が今よりも多くのITの知識・能力を必要とする社会に変貌を遂げることは間違いなく、若年層に対しIT教育というものが積極的に取り入れられているために、企業にとっては中高年層を採るよりもITに対する知識や技術を持っている若年層を採ったほうが大きな力となることは間違いない。そのために、中高年層にとって新しい就職先を探すことは困難になり、大きな問題となっていくことは間違いないだろう。さらに、景気の回復を図るためには消費を伸ばす必要があるために、経済の中で最も消費能力の高いこの年代の人々の失業率が高いことも問題となってくるのではないかな。

しかし、ここで気をつけなくてはいけないのは、若年層を対象としたものではなく今最もITで苦しんでいる中高年の人々をターゲットにしなくてはならないということである。なぜならば、若年層に対しては市販の雑誌の他に小学校・中学校・高校・大学でのITに対する教育がなされているからである。IT弱者のために教育の機会、設備を充実させる必要がある。

第二に、アメリカでも成功したようなITに関する新規企業の創造である。例にあげるのであれば、SOHO（Small Office Home Office）である。これは、企業に出かけず家にいながらインターネットを利用し、事業を展開していくという経済体系である。このことは、アメリカの企業のAT&Tの現状を見てのとおり社員の55%でこのようなテレワークが行われ、以後、企業の規模は縮小化の方向に変わり、オフィススペースの削減が行われているのである。また、このような体系を発展させることにより企業に属さず家の中で複数の企業相手に仕事を出来るようになるのではないだろうかと考えられる。このような動きは、現在の日本でも実行しようとする動きがあるが、日本の企業中心の経済体系により妨げられているのが現状であるために、この企業体系が国全体として認知され、確立することにより、現在、失業している多くの人々に対し、新しいビジネスチャンスを生み出すことが出来るのではないだろうか。新しいビジネスモデルが普及する環境を整備する必要がある。

（3）デジタル・ディバイドを克服するには

自治省は、地方自治体による住民向けのIT（情報技術）講習を充実させるため、今年度からIT講習推進特別交付金制度を新設すると発表した。2000年度補正予算案に571億4600万円の交付金を要請し、都道府県と市区町村が実施する講習会の費用にあてる。今年度全国500万人の受講者を想定しており、商店主や農家などデジタルデバイドの解消を狙うという。

政府のIT受講券構想がバラマキ批判を受けて撤回されたが、自治省は、「交付金制度はバラマキにならない」と説明し、現在地方自治体が行っている講習会では基本技術が広まらないので交付金制度を作ることにしたという。

しかしちょっと待って欲しい。今、地方自治体は赤字体質で交付税を受けとっている段階にある。その地方自治体財政難の原因は、自治省の行ってきた、全国支配の交付税

制度と補助金制度にあることは、多くの識者によって指摘されている。そこへ、それを助成するような交付金制度の導入はどうにも理解できない。

第一に、ＩＴ革命は、情報技術の普及が大切ではあるが、何のために必要かということを考えずに講習をしても意味がない。子供たちは携帯電話を自由に使いこなして、ｉモードの普及で、講習会の必要などはない。この流れについていけない高齢者はたしかにいるが、本当に必要性を感じている人がどれだけいるのだろうか。

必要だと思う人は既にはじめていて、必要性を感じない人になぜ強制するのだろうか。換言すれば、いまのパソコンの使い難さがディバイドをもたらしているのであり、これからはパソコン不要の時代に入るといってもいい。

第二に講習会費用を援助してもらえば、ＩＴを学ぶ人が増えるのだろうか。今、ＩＴを学んでいない人が、講習費がかかるから参加していないのではあるまい。費用よりそんな面倒くさいことをやりたくないからであり、どうしても必要なら支援などなくてもやる。

第三に、各地で公開講座が開かれているが、それを転用してもいいはずだ。よい講師の話の聞くこともよいことだが、何も話をきく講座だけでなく、実技を身につける公開講座があってもいいではないか。わざわざ交付金制度を設けるなど、総務省のＩＴ予算便乗にすぎないのではないか。そんなことより、小・中学校のパソコンを早くインターネットに接続することを考えてはどうなのか。

もともと、堺屋元経済企画庁長官の提唱したＩＴ講習券（バウチャー）制度が反対されたのは、ＩＴにこだわりすぎたからである。ＩＴは単に情報技術のことではない。それをツールとして何をするかであり、インターネットに結ぶためには何を発信するのかというコンテンツが重要なのである。そこで、コンテンツを学ぶということは、文化・社会の広い学識が望まれるのである。したがって、講習券をＩＴに限らず、学校教育のバウチャーだと主張すれば良かった。

バウチャー（講習券）をもった人が、自分の好む学校に行って、ＩＴを含めて学問をすれば、そのバウチャーをたくさん集めた大学が裕福になり、教育の質的競争となり、国立・公立・私立の格差が減少してこよう。それを地方自治体が、安い給与でＩＴ講師をよんでうらぶれた教育などして欲しくない。公開講座は各大学や各自治体で組んでやっているが、わびしい教育の現状となっている。あくまでもＩＴをはじめとした講習は民間主導でバウチャー制度を採用すべきである。

どうして、ＩＴ教育となると、こぞって各官庁が、我も我もとのりだしてくるのだろうか。そんなことは私立大学に任せて、地方行政の赤字を早く是正することに全力をあげてどうか。役人ののりだした講習会など誰も望んではない。ＩＴ革命はどうも基本を忘れてしまっているのではないか。

（４）ＩＴは地方活性化をもたらす

地方分権が話題にあがって、長いところでは、新潟県の湯沢、塩沢、大和、六日町の4町合併で「雪国市」誕生をめざしたが、すでに20年。比較的早いところでは、さいたま市誕生があるが、いずれにしてもなかなか進まない。

昨年末には、自治省の要請を受け、35道府県が、具体的な市町村の組み合わせパターンを策定した。これによると市町村数は現在の3229から600程度になる。静岡県は現在74市町村だが16をめざすという。平成17年度までに合併計画を定めた市町村に対して特例法で優遇措置をとるなど、かなり腰が入ってきた。ITはそれを促進することになるだろう。

現在の市町村にとって、財政難は国の問題であって地方の問題とはあまり切実にとらえられていないからだ。最近ある村の収入役が、年間14億円の収入に対し、15億円使いこんでいたという事件が発覚したが、外務省の機密費使いこみ事件と同様、上から下まで、呆れ果てた話だ。貧すれば鈍するの類であろうか。

何故かといえば、どんなに財政が逼迫しても必ず補填されるなら心配することはないからである。その典型がバブルであった。どんどん収入が増えていくのだから、次々とゴルフ場へ投資するのは当たり前となっていく。借金が増えても心配することがなかったからである。外務省の機密費も不足になればすぐ補充されるのだから、何の心配もないし、官邸の官房費も金庫を定期的に見回って補充していたという。国の財政も同じことで、不足すれば要調整額として国債で補填していたのである。

地方自治体も同じことで、建設計画を立て認可されれば起債で金を集め、それで建設し、あとの負担は、いずれ国が負担してくれると心配していない。住民ニーズにあわないう大型施設を作り、国がそれを補填していたのである。地方交付税はその役割に使われていた。補助金も同じ結果を招き、省ごとに管轄が違うから、入口を省ごとに作ったという笑い話さえある。だから、今の地方交付税と補助金がある限りそれに頼っていた方が住民にとっても首長にとっても楽なのである。これでは垂れ流しは止まらないし、負債は増大してしまう。

これをとめるには、地方自治体のやるべき仕事を増大し、自治体の規模をそれに見合う大きさにしなければならないのが道理である。大型施設をいくら作っても、小規模市町村では維持し切れない。いかに全国平準化といってもこれでは、大都市の負担が増えるばかりだから、地方分権の行政を受けとめるだけの規模が必要になる。こうして合併のメリットの第一は財政力強化であろう。

第二に、技術革新が急速に進む中でそれにふさわしい人材がいなければ発展できない。地方大学はその核となるべきだが、地方自治体にはそれを支える体力がない。県立大学を次々と建設するよりも、核となる大学を作るべきだろう。

第三に、道路・交通の発達により情報生活圏は拡大している。過疎村という言い方ではどんどんその垣根をのりこえている変化に追いつかなくなる。

しかし、それでも反対はつきない。地域一体感が合併によって失われるという。だか

からこそ過疎になるより文化・歴史を保存できる力を持つことが望ましい。国の援助（交付税・補助金）に頼ることはやめなければならない。やめない限り地方分権化は空論である。地域格差を恐れる人がいるが、合併反対こそその格差を拡大している。きめの細かい行政もITを活用してできる時代になったのである。

情報化がめざましく進展し、グローバルな競争が地球上のあらゆる市場に浸透しつつある今日の環境条件の下で、地域経済が自立してゆくために最も重要な条件は、その地域の独自性を生かしたユニークな産業活動を振興してゆくことである。

今日の企業は「ビットバレー」という言葉に集約されるように、格安のインターネット回線が欠かせないITベンチャーが東京・渋谷など大都市の一部地域に集中している。この状況が高速通信インフラ、通信コストの低下によって都市部から地方に移るという流れが生まれてくるのではないだろうか。

なぜならば、大都市圏でやっていることが地方でもできるようになるならば、物価も安い、地価も安い地方でオフィスを開くほうが合理的だからである。しかし、本当のど田舎というわけではなく、ある程度の条件がそろっている地方に限られる。その条件とは、たとえば電車など交通の便がいい、近くにある程度の設備が揃っているなどがあげられる。これらの好条件が揃った地方に確実に企業は流れていくだろう。そして、これらのことは企業だけに限らず、大学などにもいえるのかもしれない。企業、大学が地方に流れることにより、地方にもたらされる経済効果は大きいと予測できる。

<参考> 本提言の前提を考える上で

(負の遺産) 平成13年度

建設国債 211 兆円 (建設国債の概念を捨てる。資本支出)

赤字国債 154 兆円、減税特例国債 6 兆円、国鉄関連 22.5 兆円

国有林野事業継承債務借り換え国債 2.8 兆円 国合計 396.3 兆円

地方債 132 兆円、交付税特会借入金 42.5 兆円 (内地方負担 28.5 兆円)、

公営企業債 28 兆円 地方合計 188.5 兆円

国 396 兆円+地方 188.5 兆円 合計 584.5 兆円

GDP は 513.7 兆円/2000 年、国、地方は共にプライマリーバランスを保つ

2001 年 518.6 兆円 今後実質 2%成長、物価下落 0.4%で継続

直接税収 32 兆円、間接税収 20.8 兆円

2002 年 526.9 兆円 税収弾力性 1.1 とすると、

直接税収 35.8 兆円、間接税収 23.3 兆円、

2003 年 535.3 兆円；この時点で単年度財政赤字 Zero

直接税収 40 兆円、間接税収 26.0 兆円、税収増 13 兆円

2004 年 543.9 兆円 歳出削減公共事業 6 兆円、歳入 13 兆円増 19 兆円単年度改善

2005 年 552.6 兆円 公債費利子分 (利子率 3 %水準) を完全にカバー

2006 年 585.8 兆円

2007 年 595.1 兆円；この時点でマーストリヒト条約基準をクリア

2003 年に債務元本増加をストップさせ 2007 年に 595.1 兆円の 60 %水準 357 兆円にするには 2004 年以降の税収増加分を元本返済に充当 $44.7 + 29 = 73.7$ 、6.6 兆円税収増加、4 年間で 35 兆円から 44 兆円程度の税収増加があると国の借金はほぼマーストリヒト条約の水準に低下する。地方自治体については上下水道同様に全ての自治体が一般廃棄物についてもごみ収集費を課す事になれば全国で約 2 兆円の公共支出削減になる。

公共事業は新事業手法を導入する。サービス水準を低下させないで、これまで投資してきた社会資本を有効に活用するストック活用型の生活の豊かさを追求する時代になる。又、特に 2007 年には、地方税収増加と地方への財源移譲で地方自治の基盤が確立する。

前提条件

1. 財政再建を通常の形 (歳出削減、増税) で実施することは現状では困難である。
2. GDP 名目成長率を軌跡の数字 (たとえば成長率 5 %) で表すことも子供じみて

いる。実質 2 %、物価下落率 0.4% 名目 1.6%で計算

3. 最低水準として国の財政、地方財政はそれぞれ現在以上に借金の規模を拡大させない（それぞれプライマリーバランスを確保する。国は 2003 年まで困難）。
4. 生活者の感覚、物価下落を前向きに受け止めて実質所得増加を生活安定の基本として政策に導入する。
5. 世界に向かって 2003 年には日本経済は安定し、長期に名目 1.6%、実質 2%成長できる、将来性を期待させる経済構造を示すことが出来るものとする。
6. 政治家が集票目的にかなう短期の歳出拡大が出来ない政治制度を確立する。
7. 2007 年には日本経済の新しい形が創られ始めている。その形は地域主義
地方分権による日本経済活性化で、国から地方への税源移譲が図られる。
8. 日本経済の呪縛を取り除いてくれるのは IT 革命かもしれない。が、IT 革命は、
当面生産性の向上、雇用の削減、物価下落へと機能し、その後、労働力の余裕を生み出し、新規事業の起業化へと向かわせる構造的なテーマである。

以 上